

産業廃棄物処分業許可証

COPY

住所 秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山1番地48

氏名 株式会社大晃商事

代表取締役 土門 志吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和6年11月14日

許可の有効年月日 令和11年10月18日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破碎施設による中間処理
- イ 圧縮施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 破碎に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- イ 圧縮に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、
 - (ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 以上3品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山1番地52 他
(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年10月19日	新規許可
平成21年12月8日	更新許可
平成26年10月27日	更新許可
令和元年11月15日	更新許可
令和6年11月14日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白